

新版 電子帳簿保存法の制度と実務・追録

(2023年1月1日現在)

令和5年度税制改正大綱における 電子帳簿保存法の改正点について

本追録では、令和5年度の与党税制改正大綱に基づく税制改正のうち、電子帳簿保存法に関する主要な改正点について解説します。

2022年12月16日に公表された令和5年度（2023年度）の与党税制改正大綱においては、電子帳簿保存法の各制度に関する改正点が含まれています。まず、優良な電子帳簿に係る電子帳簿等保存制度・スキャナ保存制度・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のそれぞれについて、適用要件を緩和し、制度の利活用を一層促すような改正案が記載されました。また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関しては、令和4年度（2022年度）の税制改正において、2022年1月1日から2023年12月31日までの2年間について宥恕措置が設けられているところですが、今回の税制改正では、この宥恕措置に代えて、新たな猶予措置が設けられることとされています。

電子帳簿保存法は令和3年度（2021年度）の税制改正で大きく見直され、経理業務の電子化促進の契機となっていました。今回の税制改正によってさらに要件の緩和が図られることで、これまで以上に各企業の経理業務の実情に合った電子化が可能となり、こうした電子化の取り組みが一層進むことが期待されます。企業においては、電子帳簿保存法を遵守しながら、毎年税制改正に応じて運用を改善できる点は改善を図りつつ、業務効率化とガバナンスを両立する電子化の体制を目指していくことが重要となります。

過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲

国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度について、一定の国税関係帳簿（特例国税関係帳簿）に関し優良な電子帳簿としての保存要件を満たして過少申告加算税の軽減措置を受ける場合には、現行制度においては過少申告加算税の軽減措置の適用を受けようとする税目に係る特例国税関係帳簿の全てについて保存要件を充足する必要があります。この軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲について、改正後は、申告所得税及び法人税の場合には次の帳簿に限定することとされます。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳
- (3) 次に掲げる事項（申告所得税の場合は④に掲げる事項を除く。）の記載に係る(1)及び(2)以外の帳簿

- ① 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項
- ② 売掛金その他債権に関する事項（当座預金の出入金に関する事項を除く。）
- ③ 買掛金その他債務に関する事項
- ④ 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項
- ⑤ 減価償却資産に関する事項
- ⑥ 繰延資産に関する事項
- ⑦ 売上その他収入に関する事項
- ⑧ 仕入れその他経費又は費用（法人税の場合は賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。）に関する事項

本改正は、令和6年（2024年）1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

スキャナ保存制度に係る保存要件の緩和

国税関係書類に係るスキャナ保存制度の要件について、以下の見直しが図られます。

- (1) 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を求める要件が廃止されます。
- (2) 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されます。
- (3) 国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と、関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互関連性の確保が求められる書類の範囲が重要書類（契約書、領収書、請求書等）に限定されます。

本改正は令和6年（2024年）1月1日以後に保存される国税関係書類について適用されます。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

(1) 保存要件の緩和

- ① 申告所得税及び法人税に係る保存義務者のうち、以下の対象者については、質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検索要件の全てが不要とされます。
 - ・ 判定期間における売上高が 5,000 万円（現行法においては 1,000 万円）以下である保存義務者
 - ・ 電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限られます。）の提示・提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者
- ② 電磁的記録の保存者等に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されます。

(2) 相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置

申告所得税及び法人税に係る保存義務者が電子取引を行う場合には、原則として、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行うことが義務付けられていますが、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日以後に行う電子取引につき、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかったことについて、納税地等の所轄税務署長が相当の理由があると認め、かつ、その電磁的記録のダウンロードの求め及び出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限られます。）の提示・提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする新たな猶予措置が設けられます。

本改正は令和 6 年（2024 年）1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。なお、現行法では令和 4 年（2022 年）1 月 1 日から令和 5 年（2023 年）12 月 31 日までの間に行われる電子取引について、やむを得ない事情があると認められる場合の経過措置が設けられていますが、本経過措置は令和 5 年（2023 年）12 月 31 日の適用期限をもって廃止となります。

なお、上記の他、その他所要の措置を講ずることとされています。